

●香川県告示第9号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町古江甲81

丸虎食品工業株式会社 代表取締役 浜本 哲夫

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町古江甲81

丸虎食品工業株式会社

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設		
能 力	360kg 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後2週間	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	6時間連続使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	4.0~7.0	4.0~7.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8,000	11,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	6,000	7,500
	浮遊物質 (mg/L)	600	750
	窒素含有量 (mg/L)	100	150
	りん含有量 (mg/L)	13	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	15	6,100
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	0.3	0.9	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	排 水 口 No. 1		
排出水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	80	100
	化学的酸素要求量 (mg/L)	80	100

浮遊物質量	(mg/L)	50	60
窒素含有量	(mg/L)	10	20
りん含有量	(mg/L)	4	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	2	20
排水水の量	(m ³ /日)	100	120

他に排水口が3箇所ある（うち1箇所は休止中）。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年1月14日から同年2月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町住民生活課